

岩手県監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年8月30日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸浩
岩手県監査委員 五味 克仁
岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
盛岡広域振興局土木部	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	〃	〃

2 監査の結果 留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 盛岡広域振興局土木部 工事の執行に伴う事務手続に当たり、不適切な事務処理が複数件発生しており内部けん制機能が十分に働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、再発防止に向けた組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(2) 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 内部統制の取組に当たり、会計事務に係る任意点検項目として設定した発生防止策に十分に取組んでおらず、不適切な事務処理を複数件繰り返すなど、内部けん制機能が働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。